別表第二（第五条―第七条関係）

	法令	規定
［一～二三の二］	［略］	［略］
二四	関税法	第九条の八第一項
二四の二		第三十四条の二
［二五～二七］	［略］	［略］
［二八～五一］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年七月一日から令和四年一月三日までの間に行う関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の五第一項に規定する納付受託者に対する納付の委託に関する国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第二条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税（税関長が課するものに限る。）を納付しようとする金額が三十万円以下であり、かつ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（第三項において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて決済することができる金額以下である場合」と、同条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「納付書記載事項及び国税を納付しようとする者が使用する第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項」とする。

○財務省令第三十七号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第百二十一号）の施行に伴い、関税定率法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税定率法施行規則の一部を改正する省令

関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第二条関係）

改正後	
配合飼料	配合割合
一　脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇％以上のもの	［略］
［略］	飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の㈠の表に掲げる飼料添加物を除く。）であって、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条により使用が禁じられている添加物を含むこと。
	［略］

改正前	
配合飼料	配合割合
［同上］	
	［同上］
	飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の㈠の表に掲げる飼料添加物を除く。）であって、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条により使用が禁じられている添加物を含むこと。
	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第二（第五条―第七条関係）

	法令	規定
［一～二三の二］	［同上］	［同上］
二四	［同上］	第三十四条の二
［二五～二七］	［同上］	
［二八～五一］	［同上］	［同上］